1 投資信託の種類

POINT

①投資信託とは、投資家から集めたお金を、専門の運用会社が株式や公社債などに投資して、その利益をその投資家に分配する商品です。
②税法上は、有価証券を主な投資対象とする投資信託を「公社債投資信託」と「公社債投資信託以外の投資信託」に分類し、税金の取扱いを区別していますP.192。
③公社債投資信託以外の投資信託のうち、代表的なものが株式投資信託で、証券会社で一般的に販売されているものは公募株式投資信託です。

・国内投資信託についての主な分類は下表のとおりです。

投資信託の主な分類

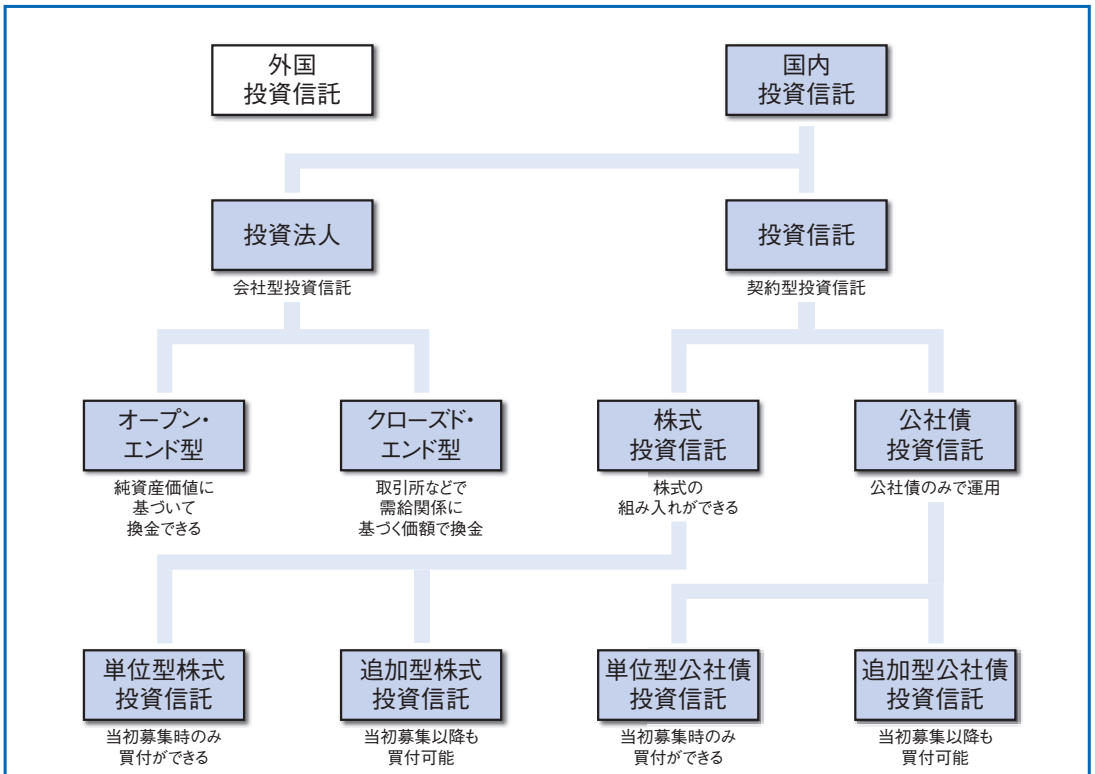

※外国投資信託・国内投資信託
「外国投資信託」とは、外国で設定されたファンドを指します。このファンドは設定された国の関連法規にしたがって、設定・運用されます。これに対し「国内投資信託」は、日本国内で設定され、日本の「投資信託及び投資法人に関する法律」にしたがって、設定・運用されます。ファンドの運用対象による区別ではないことに注意してください。外国の株式・債券で運用されるファンドでも日本で設定されたものは「国内投資信託」、日本株で運用されるファンドでも外国で設定されたものは「外国投資信託」です。
※募集形態による分類として「公募」と「私募」があります。「公募」の投資信託は広く多数の投資家を対象としているのに対し、「私募」は特定あるいは少数の投資家向けという意味になります。

2 公募株式投資信託の収益分配金

POINT

公募株式投資信託の収益分配金(普通分配金)は、申告不要(源泉徴収のみで課税を完了)と確定申告(総合課税または申告分離課税)のいずれかを選択することができます。

1 公募株式投資信託の収益分配金と税金

・契約型の公募株式投資信託から生じる収益分配金は、普通分配金と特別分配金に分けられます P.192。
・普通分配金は、配当所得として上場株式の配当と同様の課税となり P.94、20.315%の税金が源泉徴収され、原則として確定申告不要です。
・特別分配金は、元本の払戻に相当するため非課税です。
・外国投資信託の税金については P.199。

2 確定申告

・公募株式投資信託の普通分配金は、原則として確定申告不要ですが、選択により申告分離課税または総合課税として確定申告をすることができます(ただし、同じ年分の確定申告において総合課税と申告分離課税の両方を選択することはできません。)。
・特定口座は口座ごと、その他は分配金ごとに申告の可否を選択することができます。

①申告分離課税による申告

・公募株式投資信託の普通分配金を上場株式等グループの売却損および償還差損と損益通算するためには、申告分離課税を選択して確定申告をする必要があります。
・申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。

②総合課税による申告

・公募株式投資信託の普通分配金は、申告不要とするよりも、総合課税を選択して配当控除を適用したほうが、税負担が小さくなるケースがあります。
・公募株式投資信託の内容(外貨建資産や株式以外の資産への投資割合)によって、配当控除の適用の有無や控除率は異なります。

配当控除率 P.97

		外貨建資産割合		
		50%以下	50%超75%以下	75%超
非株式割合	50%以下	所得税　5% 住民税　1.4%	所得税　2.5% 住民税　0.7%	控除なし
	50%超75%以下	所得税　2.5% 住民税　0.7%	所得税　2.5% 住民税　0.7%	控除なし
	75%超	控除なし	控除なし	控除なし

※課税総所得金額等が1,000万円超の場合、1,000万円を超える部分については配当控除率が左記の2分の1となります。
※外貨建資産割合や非株式割合は、信託約款に記載されたところによります。

3 公募株式投資信託の換金

POINT

公募株式投資信託を換金した場合（買取・解約）の税務上の取扱いは、上場株式等の売却損益と同様です P.110 **。**

1 公募株式投資信託の買取・解約・償還と税金

・公募株式投資信託は、買取と解約のいずれの方法により換金した場合も「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識します。換金方法については P.193 。

・公募株式投資信託が償還された場合も同様に、「償還価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識します。

・売却益は、20.315%の税率で課税され、売却損は、申告分離課税を選択した上場株式等グループの配当等・利子等、売却益および償還差益と損益通算することができますし、また、翌年以後3年間繰越すことができます。

・なお、非居住者が国内籍の公募株式投資信託を解約して生じた利益については配当所得として源泉分離課税（15.315%）の対象となります。

2 公募株式投資信託の取得価額

・2000年4月以降に投資した公募株式投資信託か、2000年3月以前に投資した公募株式投資信託かで、「取得価額」の取扱いが異なります。

①2000年4月以降に投資（設定・追加設定）した公募株式投資信託

個別元本（P.188）の金額（金額調整後の金額）	＋	購入手数料（消費税含む）	＝	取得価額

②2000年3月以前に投資（設定・追加設定）した公募株式投資信託

次の㈠、㈡のいずれか高い金額が取得価額となります。

㈠

実際に取得に要した金額（購入手数料等含む）	－	2000年4月以降における特別分配金等の調整金額

㈡個別元本（2000年3月末時点の平均信託金（※）をベースに計算した金額）に購入手数料を加えた金額

※平均信託金とは2000年3月までの制度で、投資家のすべての平均購入価額を全投資家の元本とする方法をいいます。

4 私募株式投資信託の税金

POINT

私募株式投資信託の収益分配金や売却に係る税金は、原則として未上場株式と同様の取扱いです。

1 収益分配時の課税関係

・私募株式投資信託 P.192 の普通分配金は、未上場株式の配当と同様 P.194 で、20.42%の源泉徴収がされ、原則として、総合課税により確定申告を行います。

・少額配当 P.103 に該当すれば、申告不要を選択できます。申告不要を選択した場合でも、住民税は総合課税となるため、住民税の申告は必要です。

・外貨建資産および株式以外の資産への投資割合によって、配当控除の控除率が変わります P.97 。

2 売却時等の課税関係

①買取（譲渡）の場合

・私募株式投資信託の譲渡は、未上場株式と同様の課税 P.194 がなされ、その年の一般株式等グループ P.171 の売却損益・償還差損益とのみ損益通算が可能です。

②解約・償還の場合

・解約・償還時、元本相当額超過額は上記**1**の収益分配金と同様に課税され、取得価額を超過し元本相当額に達するまでの金額は上記**2**①の譲渡所得と同様に課税されます。具体的な課税関係は、次の図表のとおりです。

〈図 1〉配当所得が生じるケース

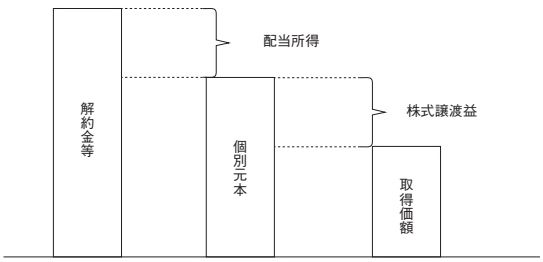

〈図 2〉配当所得が生じないケース

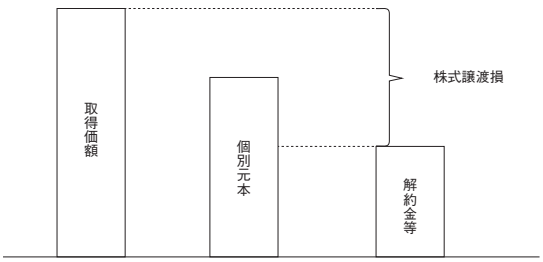

コラム column

分配金受取時と売却時の税金と個別元本

以下の前提によりA株式投資信託（公募）から収益分配金を受取った場合および同信託を買取により売却した場合に、甲さん、乙さんそれぞれに課される税金がいくらになるか教えて下さい。また、個別元本の意味を教えて下さい。

<具体例>

①甲さんがA株式投資信託を1万円（手数料は100円）払込んで購入しました（投資信託の設定）。甲さんはA株式投資信託の設定当初の購入者です。

1万円（甲さんの個別元本）

②A株式投資信託に運用益2,000円が生まれました。投資信託ファンド総額は1万2,000円になりました。

1万円（甲さんの個別元本）	2,000円（※）

③乙さんがA株式投資信託を購入しました（投資信託の追加設定）。購入価格（投資金額）は「ファンド総額÷口数」で計算した金額すなわち1万2,000円です（手数料は100円）。

1万円（甲さんの個別元本）	2,000円（※）
1万2,000円（乙さんの個別元本）	

※運用益の2,000円は甲さんが解約した場合に譲渡益とされる部分です。

④A株式投資信託について各投資家に収益分配金が1,000円ずつ払われます（甲さんが受取る収益分配金は普通分配金に該当し、乙さんが受取る収益分配金は特別分配金に該当します）。

⑤収益分配金受領後、甲さん、乙さんはA株式投資信託を各11,000円で売却しました。

1 甲さんに課される税金

①収益分配金に係る税金

甲さんが受取る1,000円は、甲さんの当初の個別元本1万円を上回る部分であり運用益ですから、この1,000円は普通分配金に該当し税金がかかります。

算式：収益分配金1,000円×20.315%=203円（配当所得課税）

コラム column

②売却に係る税金

普通分配金受領後の甲さんの個別元本は10,000円ですから、当該売却に係る税金は次のとおりです。

算式：(売却価格11,000円－取得価額（個別元本＋購入手数料）10,100円）×20.315%
＝182円（株式譲渡所得課税）

2 乙さんに課される税金

①収益分配金に係る税金

乙さんは1,000円を受取りますが、これは乙さんが以前投資した1万2,000円の一部払戻しですので、乙さんが受取った1,000円（特別分配金）に税金はかからず、個別元本から控除します。

②売却に係る税金

特別分配金受領後の乙さんの個別元本は11,000円となりますから（後記3参照）、当該売却に係る税金は次のとおりです。

算式：売却価格 11,000 円−取得価額（個別元本+購入手数料）11,100 円
=− 100 円（株式売却損）
∴税金はかからず、上場株式等の売却損と同様の取扱いとなります。

3 個別元本の意味

個人投資家が追加型株式投資信託に投資（設定・追加設定）した場合の投資金額（手数料は除きます）から特別分配金を控除し、買付分を加算したものを「個別元本」といいます。

したがって、甲さん、乙さんの収益分配後の個別元本は次のように変動します。

1万円（甲さんの個別元本）	1,000円（※）
1万1,000円（乙さんの個別元本）	

※1,000円は甲さんが解約した場合に譲渡益とされる部分であり、個別元本ではありません。

乙さんのように払戻し（特別分配金）があった場合にはその分個別元本が減額され、また、ファンド内で新たな買付けがあった場合には買付け分が個別元本に加算されます。つまり個別元本はその都度金額調整が行われるため変動します。

5 公社債投資信託の税金

POINT

公社債投資信託は「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分され、区分ごとに課税関係が異なります。

・上場公社債投資信託・公募公社債投資信託は「特定公社債等」に区分され、私募公社債投資信託は「一般公社債等」に区分されます。
・課税関係は次のようになります。

上場公社債投資信託、公募公社債投資信託 （特定公社債等）	毎決算時の収益分配金の取扱い	20.315％の源泉徴収が行われ、確定申告時には、申告不要・申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した収益分配金は、上場株式等グループの売却損・償還差損と損益通算することができます。
	解約・償還・買取請求時の取扱い	解約等により受取った金銭等は上場株式等の譲渡所得の計算上収入金額となり、申告分離課税の対象となります。 ・上場株式等グループの売却損益・償還差損益と相殺でき、申告分離課税を選択した配当等・利子等との損益通算ができます。 ・通算後に残った損失は翌年以降3年間繰越すことができます。
私募公社債投資信託 （一般公社債等）	毎決算時の収益分配金の取扱い	20.315％の源泉徴収が行われ、課税関係が終了します（源泉分離課税）。
	解約・償還・買取請求時の取扱い	・解約・償還により受取った金銭等のうち、元本に達するまでの金額は、一般株式等グループの譲渡所得の計算上収入金額となり、申告分離課税の対象となります。元本を超過する部分の金額は、20.315％の源泉徴収が行われ、課税関係が終了します（源泉分離課税）。 ・買取請求により受取った金銭等は、一般株式等グループの譲渡所得等の計算上収入金額となり、申告分離課税の対象となります。 ・解約・償還・買取請求に係る譲渡損益は一般株式等グループの売却損益と相殺することができます。 ・相殺後に残った損失は翌年以降に繰越しをすることができません。

・特定公社債等に該当する公社債投資信託の収益分配金等は特定口座への受入が可能です。一般公社債等に該当する公社債投資信託の収益分配金等は特定口座へ受入ができません。

6 上場株式投資信託(ETF)・J−REITの税金

POINT

上場株式投資信託(ETF)や上場J−REITに係る税金は、上場株式等と同様の取扱いです。
ただし、外国株価指数連動型ETF・上場J−REITの収益分配金・配当については配当控除の適用がありません。

1 上場株式投資信託(ETF)の税金

・上場株式投資信託(ETF)は、契約型・公募株式投資信託の一種です。
・日経平均株価、東証株価指数、日経株価指数300など特定の指数に連動するように構成・運用されている投資信託で、その信託約款に「信託契約期間を定めない」「受益権が金融商品取引所に上場する」等一定の定めがあるものをいいます。
・上場株式投資信託(ETF)の収益分配金や売却損益に対する税務上の取扱いは上場株式等と同じです。
・ただし、外国株価指数連動型ETFなど、一定のETFの収益分配金等については、配当控除の適用がありません。

2 J−REITの税金

・J−REITは、投資家から集めた資金を賃貸ビルなどの不動産に投資し、賃貸収入などを原資として投資家に分配するものをいいます。
・上場J−REITは会社型不動産投資信託として組成されており、税務上の取扱いは上場株式等と同じです。
・ただし、上場J−REITの配当については配当控除の適用がありません。

	収益分配金・配当	売却損益	配当控除
上場株式投資信託(ETF)	上場株式等と同様		適用あり(※)
上場Ｊ－ＲＥＩＴ			適用なし

※外国株価指数連動型ETFなど、一定のETFの収益分配金等については、適用がありません。

用語説明

1　株式投資信託

・株式投資信託とは、約款上株式に投資することを認めている投資信託をいいます。
・「公募」と「私募」のうち「公募株式投資信託」の税制は上場株式等と同じ取扱いになっています。

2　公募株式投資信託

・公募株式投資信託とは、株式投資信託のうち、不特定多数の人を対象とする公募形式で資金を集めてファンド設定・運用する株式投資信託をいいます。

3　私募株式投資信託

・私募株式投資信託とは、不特定多数の人を対象とする公募形式と異なり、2人以上49人以下の少人数から資金を集めてファンド設定・運用する株式投資信託をいいます。

4　公社債投資信託

・公社債投資信託とは、約款上株式に投資することを認めていない投資信託をいいます。
・国債等の安全性の高い公社債を中心に運用するもので、その代表的なものとして「MRF」等があります。
・公募公社債投資信託は上場株式等グループに、私募公社債投資信託は一般株式等グループに分類され、それぞれ税金の取扱いが異なります P.171 。

5　普通分配金

・追加型の株式投資信託の収益分配金については、普通分配金と特別分配金に区別されます。
・普通分配金とは、分配後の基準価額が個別元本 P.188 と同等の場合または個別元本を上回る場合にその運用益から支払われる分配金を指しています。
・普通分配金は、株式等の配当所得として課税されます。

6　特別分配金

・特別分配金とは、分配後の基準価額が個別元本を下回る場合にその下回る部分の額をいい、元本を取り崩して支払われる分配金を指します。
・つまり、特別分配金は元本の払戻しの性格を有するため、課税対象ではありません。
・特別分配金が支払われた分だけ個別元本は少なくなります。

用語説明

7　株式投資信託の換金方法

①買取（図1）

・投資家が保有する受益権を金融機関に売却し、金融機関が換金代金を支払うものです。

・買取請求により信託財産は減少しませんが、通常金融機関は買い取った受益権を解約します。

②解約（図2）

・投資家が保有する受益権と引き換えに、信託財産からその受益権相当分を引き出すものです。

・この場合、金融機関は投資家の解約請求を取次ぐことになります。

・外国投資信託の換金方法は買取に限られます。

③償還

・信託期間の満了等により運用期間が終了した場合に、信託財産の清算を行い、投資家が保有する受益権に応じた償還金を返還することをいいます。

（図1）買取

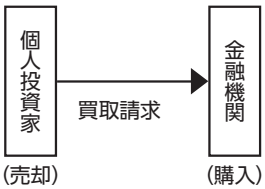

（図2）解約

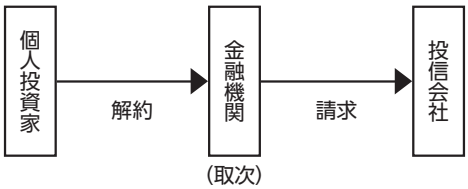

8　特定公社債等

・特定公社債 P.170

・公募公社債投資信託の受益権

・証券投資信託以外の公募投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託のうち、不特定かつ多数（50名以上）の投資家を対象にした投資信託）

・特定目的信託の社債的受益権で公募のもの（資産の流動化に関する法律上の特定目的信託が発行する社債的受益権のうち公募のもの）

9　一般公社債等

・特定公社債等以外の公社債等をいい、例えば、次のような公社債等が該当します。

　・特定公社債以外の公社債

　・私募公社債投資信託等の受益権

　・証券投資信託以外の私募投資信託の受益権

　・特定目的信託の社債的受益権で私募のもの